

## 熊本県監査委員公告第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成29年6月8日、9日及び27日に実施した病院局の定期監査結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年8月10日

熊本県監査委員	豊田祐一
同	竹中潮
同	城下広作
同	池田和貴

### 1 監査対象期間

平成28年度

### 2 監査の主眼

- (1)財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。
- (2)経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

### 3 監査の結果

財務事務の執行及び事業の経営管理については、おおむね適正と認められたが、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項は次のとおりである。

#### (1) 源泉所得税等に係る不納付加算税の支払いについて

平成28年2月給与分の源泉所得税及び復興特別所得税について、法定納期限までの納付が遅れたことから不納付加算税を支出している。

源泉所得税等については、法定納期限内に適正に処理のうえ納付すること。また、システム導入等による事務処理の効率化について検討を進めること。

#### 〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの</li><li>(2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの</li><li>(3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの</li><li>(4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの</li><li>(5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの</li><li>(6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの</li><li>(7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの</li></ol> |
|---|